

時局匡救事業ノ實績ニ鑑ミルニ各種事業共耕地ノ擴張及利用ヲ増進シ農村ノ振興ニ資スルコト頗ル大ニシテ窮迫セル農村ノ更生ヲ促シ効果甚大ナリト雖九年度ノ如キ殆ト云フニ足ラス未タ普シト云ヲ得ス故ニ昭和十年度以降ニ於テモ名稱ノ如何ニ係ハラス實質的ニ匡救事業ニ代ハルヘキ事業ヲ施行セラレムコトヲ望ム而シテ本縣ノ如キ商、工、鑛業ハ相當ノ股賑ヲ極メ居レリト雖農業ハ之ニ伴ハサル實狀ナレハ事業費ノ府縣割當ニ當リテハ農村ノ實情ニ徴サルル様セラレタシ

(本件ハ採擇)

佐賀縣

(イ) 時局匡救耕地關係農業土木事業ハ昭和十年度以降繼續助成セラレタキコト

(本件ハ採擇)

(ロ) 時局匡救事業完了後ノ事務ノ促進ヲ期スル爲府縣ニ專任職員ヲ増置セシメ其ノ費用ニ對シ國庫補助金ヲ交付セラレタキコト

(本件ハ採擇)

長崎縣

一、完了事務ニ對スル職員ヲ地方廳ニ配置セラレタキコト

時局匡救農業土木耕地事業ハ多大ノ效果ヲ擧ゲ得タリト雖之カ完了事務ヲ終了スルニ在ラサレハ終局ノ目的ヲ達成セリト言ヒ難ク因テ確定測量、換地處分、貸貸價格配賦、登記事務ニ従事スル職員ヲ地方廳ニ配置セラレタシ現下地方廳ノ財政ヲ以テシテハ到底之等職員ノ増員不能ナリ

因ニ本縣ニ於ケル七、八兩年度施行地區數、地積ヲ示セハ次ノ如シ  
七百八十四地區 三千五百四十町步

(本件ハ採擇)

熊本縣

昭和十年度以降ニ於テ本事業ニ代ルヘキ農業土木事業ヲ必ス繼續實施セラレタシ

理由 時局匡救事業ニ付テハ昭和九年度ヲ以テ廢止セラルルヤニ聞キ及フモ七、八、九年度ニ於ケル事業費ヲ以テシテハ未タ匡救ノ實ヲ擧ケ得サル狀況ニアルヲ以テ之ニ代ルヘキ農業土木事業ヲ昭和十年度以降ニ於テ繼續施行セシメラレ徹底的ニ時局ノ匡救ニ努メラレタシ

(本件ハ採擇)

大分縣

一、農業土木事業ニ對シ昭和九年度以降ニ於テモ時局匡救其ノ他ノ名目ヲ以テ繼續施行セラレタシ

理由 昭和九年度以降ニ於テモ新規ニ豫算ヲ増額計上セラレタシ此ノ際根本的救濟ヲ必要ト認メラルルニ由ル

(本件ハ採擇)

宮崎縣

一、時局匡救農業土木耕地事業ハ昭和十年度以降ニ於テモ十分ナル補助施設ノ下ニ繼續施行セラレタシ

理由 時局匡救農業土木耕地事業ハ現下ノ農村窮乏打開上極メテ有効適切ナリト雖其ノ補助施設



十分ナラサル爲未タ地方ノ要望ヲ充スニ足ラス今後更ニ繼續施行ノ要アリトス  
(本件ハ採擇)

鹿兒島縣

時局匡救耕地關係農業土木事業ヲ昭和十年度以降ニ於テモ繼續施行セラルルト共ニ廢地ノ客土又ハ  
惡性土壤排除等ノ事業ヲモ之ニ加ヘラレタシ

(本件ハ採擇)

沖繩縣

時局匡救事業繼續施行ニ關スル件

理由 過去二箇年ノ匡救事業実績ニ鑑ミ事業希望激増ノ傾向アルヲ以テ相當期間之カ繼行ニ依リ  
事業ノ均霑ト農村救済ノ徹底ヲ計ラレタシ

(本件ハ採擇)

第十 農村計畫工事ニ關スル事項

青森縣

農道改良ニ對シ國庫補助ノ途ヲ啓カレタキコト

理由 現時農業狀態ヲ見ルニ品種竝耕作方法ハ逐年改良セラレ居ル狀態ナルモ其ノ基礎タル耕地  
ノ改良就中農道ノ改良ハ遅々トシテ進マサル現狀ニ在リ然ルニ國、縣道ニ對シテハ政府ニ於テ

相當額ノ補助金ヲ交付シ着々改良セラレ居ル狀態ナルニ道路中ノ主タル農道改良ニ對シテ相當  
額ノ國庫補助ノ途啓カレ居ラサルハ彼此權衡ヲ失スルモノト認ムルニ依ル

(本件ハ採擇)

岩手縣

農村振興計畫ニ伴フ農業土木事業施行ヲ促進セシメラレタキ事

説明 農村窮乏ノ原因ハ種々アリト雖農村ノ土地及勞力カ經濟的ニ利用セラレサルト農村各般ノ  
施設カ頗ル不備ナルニ基因スルモノト云フヲ得ヘシ農民ノ作業能率ノ増進及生活ノ増加ハ農耕  
地ノ理想的條件ヲ具備スルコトニヨリ始メテ實現シ得然ル後生産品ノ合理的處分其ノ他經濟關  
係施設ノ講セラルルヲ原則トス農耕地ヲ不良條件ノ下ニ置キ勞力ヲ徒費セシメテ之ヲ不願種々  
ノ更生策ヲ講スルモ其ノ實施至難ナルモノ少カラス國家ノ損失之ヨリ大ナル無シ故ヲ以テ速ニ  
農村振興計畫ニ伴フ農業土木事業施行ノ計畫ヲ樹立シ之カ實行ヲ速カナラシムルコトヲ要望ス  
ル所以ナリ

(本件ハ採擇)

宮城縣

農村計畫事業助成豫算ノ計上ト府縣へ指導監督機關ヲ設置セラレタキコト

理由 現今疲弊セル農村へ此ノ計畫ヲ實施スルニハ事業費ニ對シ特別ノ助成ヲナスニアラサレハ  
到底施行困難ナルヲ以テ政府ハ助成費豫算ヲ計上シ斯業ノ獎勵ニ當ラレタシ又之カ計畫ハ多岐

地方提出協議事項及決議



多様ニ亘リ内容極メテ複雑ナルヲ以テ府縣へ専門的知識ヲ有スル專任職員ノ増置ヲ要望ス  
(本件ハ採擇)

山形縣

農村計畫調査費ニ對スル國庫補助ノ件

理由 將來健全ナル農村ノ發達ヲ期スルニハ各農村自體ノ實情ヲ探究シ採長補短以テ之ニ即シタル理想的農村計畫ヲ樹立シ其ノ實行ヲ期スルニアルハ論ヲ俟タサル所ナリ將來府縣ニ於テ之カ調査設備ヲ爲シタル場合其ノ經費ニ對シ全額國庫補助セラレムコトヲ望ム  
(本件ハ採擇)

福島縣

一、農道改修又ハ新設ニ便ナル法律ノ制定

(本件ハ採擇)

二、既設用水路ニ對スル維持工事費補助及設計指導ヲナスコト

理由 普通水利組合及町村又ハ字ニ於テ管理スル各用水路ハ農村不況ノタメ近來修理ヲ怠リ改修ヲ要スルモノ多ク之カ完全ナル設計及實施ヲ圖リ旱魃、水争ノ虞ヲ一掃シ堅牢ナル永久的理想施設ヲ爲シテ農耕者ヲシテ其ノ業ニ安セシムトス  
(本件ハ採擇)

群馬縣

農村計畫急速實施獎勵ニ關スル件

理由 現時農村ノ形態ハ時代ノ進展ニ伴ハサル點多クアルヲ以テ之カ改善策第一歩トシテ農道改良、用排水改善等農村基本計畫ノ新施設ニ對シ農業土木事業助成ト同様補助金交付ニヨリ之カ獎勵セラレムコトヲ望ム  
(本件ハ採擇)

千葉縣

一、農村計畫法ノ制定ヲ望ム

理由 都市計畫法ニ準シテ農村計畫法ヲ制定シ以テ農村計畫ノ完全ヲ期セムトス  
(本件ハ採擇)

二、經濟更生ヲ基調トセル農村計畫工事ニ對スル國庫補助ノ支出ヲ望ム

理由 町村單位又ハ用排水系統一ノ數町村聯合組合ニ對スル經濟更生計畫ヲ基調トスル工事ヲ獎勵セムトス  
(本件ハ採擇)

神奈川縣

農村計畫工事ノ調査設計ニ要スル設備費並工事費ニ對シテハ特ニ高率ノ國庫補助金ヲ交付サレタキコト  
(本件ハ採擇)

富山縣

地方提出協議事項及決議



一、農村ノ交通、衛生、保安、經濟等ニ關シ永久ニ公共ノ安寧ヲ維持シ又ハ福利ヲ増進スルタメ速ニ農村計畫法ヲ制定セラレ度シ

(本件ハ「一、農村計畫法ヲ制定セラレタシ」ト修正採擇)

二、農村計畫法ニ基キ施行スル事業費ニ對シ政府ハ五割以上ノ補助金交付ノ途ヲ圖ラレ度シ

(本件ハ採擇)

岐阜縣

農村計畫ニ關スル補助制度ヲ確立シ以テ多數町村ニ對シ實施ヲ圖ラレ度シ

理由 農村計畫ハ各町村ノ特質ニ應シ各事業ヲ統一實施スルモノニシテ地方農山村ニ於テハ最も渴望スルモノナルヲ以テ速ニ補助制度ヲ確立シ以テ多數町村ニ對シ實施スル様取計ヲハレ度シ

(本件ハ採擇)

静岡縣

農村計畫工事促進ニ關スル件

理由 現下農村ノ實情ニ鑑ミ農村計畫樹立ノ緊急ニシテ耕地事業ハ其ノ最モ主要部門ヲ占ムルト共ニ有效適切ナル事業タルハ言ヲ俟タサル所ナリ  
而シテ從來產業各種ノ調査計畫等樹立セラレタルコト少カラスト雖其ノ實績畫餅ニ歸シタルノ事例乏シカラス之ヲ案スルニ何等法制ニ基礎ナク事業資金ニ關スル考究顧慮セラレサリシニ起因スト云フヘシ

依テ農村計畫工事ノ促進ヲ計ルノ方途一ニ農村計畫法ヲ制定シ計畫ノ擁護、事業費ノ賦課徴收並資金供給ノ途ヲ開クト共ニ國庫補助金ヲ交付シ之カ實現ヲ容易ナラシムルニアリ

(本件ハ採擇)

愛知縣

農村ニ適スル計畫ヲ速ニ樹立スルコト

理由 都市ニハ都市計畫法アリテ都市計畫トシ適切ナル計畫ヲ樹立シ之ニ基キ事業ノ施行セラレツツアルニ拘ラス農村ニ於テハ何等ノ計畫ナキハ甚タ遺憾トスル所ナルヲ以テ速ニ農村ヲ基礎トスル計畫法ヲ制定シ適切ナル計畫ヲ樹立シ之ニ基キ事業ヲ施行スルノ要アリ

(本件ハ採擇)

滋賀縣

農村計畫ニ關スル法規ノ制定及獎勵方法ノ件

(本件ハ採擇)

島根縣

一、農村計畫案ヲ制定シ各府縣並各町村ニ農村計畫委員會設置ノ規程ヲ設ケラレタキコト

(本件ハ採擇)

二、農村計畫實施ニ關シテハ國庫補助ノ途ヲ啓カレタキコト

(本件ハ採擇)

三、農村計畫實施町村ニ對シテハ暗渠排水、開墾等既設補助ニ對シテハ特ニ考慮ヲ拂ハレタキコト



岡山縣

(本件ハ採擇)

一、速ニ農村計畫ニ關スル法令ヲ制定シ相當國庫補助ノ途ヲ開カレタキコト

(本件ハ採擇)

廣島縣

昭和七年度以降時局匡救耕地關係農業土木事業實施ノ經驗ニ徴スルニ農村ニ於テハ耕地事業、農業土木事業、農業水利事業、農村生活改善事業等耕地整理ノ規範ニ依リ得サル耕地ノ改善、農村生活改善事業頗ル多シ是等ノ事業ハ又農村經濟更生計畫ノ根本ヲナスモノアルヲ以テ是等ニ對シテハ政府ハ之ヲ助成シ以テ農村ノ更生ヲ達成セシムルノ要アル時ヲ迎フルコト遠キニアラサルヘシ

(本件ハ採擇)

香川縣

一、各町村ヲ單位トシテ農村計畫組合ナルモノヲ設立獎勵シ便宜耕地整理法ヲ適用シ左ノ事項ヲ行ハシメルヲ以テ目的トス

- (1) 勞力ノ節約及能率ノ増進ヲ計リ一方機械及畜力利用ノ範圍ヲ増大スル爲各農家ノ耕作地(自作、小作ヲ含ム)交換、分合ヲ行ヒ各農業耕作地ノ集團化ヲ計リ畦畔、水路、道路ノ改廢ヲ各戸耕作地ニ於テ自由ニ行ハシメ以テ利用反別ノ増大ヲ圖ルコト
- (2) 農村經濟更生ニ應シテ耕地ノ統制及整理ヲ行フ即チ多角農法ヲ營マシメル爲ソノ地方特殊事

情ヲ考慮シテ田畑、牧野ノ整理、山林ノ開墾等ヲ行ヒ過剩勞力ヲシテ一年ヲ通シ平均ニ使用スル事ヲ得セシムル様計畫ヲ立ツルコト

- (3) 各種匡救事業ノ結果道路、水路其ノ他ノ不用地ノ生シタルモノヲ整理スルコト
  - (4) 農村住宅地ノ整理ヲ行フ爲地方實情ヲ參酌シテ設計シタル標準農家家屋ノ建設ヲ獎勵スルコト而シテ住宅ノ整理ト同時ニ作業場、調製場、集會場、水道、共同浴場ノ設備ヲ完備スルコト
- (本件ハ「一、各町村ヲ單位トシテ農村計畫法ヲ制定シ左記ノ事項ヲ行ハシムルヲ以テ目的トス」ト修正採擇)

二、農村計畫工事ヲ行フ農村計畫組合ニハ低利資金ヲ融通スルト同時ニ高率ノ國庫補助金ヲ交付シ同事業ノ獎勵、助長ヲ計ルコト

(本件ハ「二、農村計畫工事ヲ行フ場合ハ低利資金ヲ融通スルト同時ニ高率ノ國庫補助金ヲ交付シ同事業ノ獎勵、助長ヲ計ルコト」ト修正シテ採擇)

三、農村計畫ヲ行フ爲各府縣ニ全額國庫負擔ノ專任事務員並技術員ヲ設置シ調査設計並指導監督ヲ行ハシメ兼ネテ農村計畫ヲ行フト否トニ不拘農村計畫ヲ行フニ類スルモノニ對シテハ悉ク指導相談ニ應スルコト

(本件ハ採擇)

高知縣

農林省並各府縣ニ農村計畫工事ニ關スル調査設計ニ従事スル職員ヲ設置セラレ速ニ疲弊困憊セル農



山漁村ノ經濟更生振興ノ基礎ヲ確立スル土木的施設ニ關シ計畫ヲ樹立シ之カ工事ハ昭和十年度ヨリ國庫ノ助成ノ下ニ施行セシメラレタキコト

(本件ハ採擇)

福岡縣

農村計畫ノ一部門トシテ農業道路、水路ノ新設、改廢及區劃整理ノ必要ナルハ論ヲ待タズ依テ此ノ種事業ニ對シ相當補助金ヲ交付セラレ度

(本件ハ採擇)

熊本縣

經濟更生計畫樹立ノ豫定並指定町村ノ農業土木事業計畫施行ニ關シ之カ指導監督ノ爲專任技術員ヲ國費ヲ以テ設置セラレタシ

理由 各町村ノ經濟更生計畫樹立並之カ施行ハ最モ慎重ヲ要スルモノニシテ特ニ農業土木事業ノ施行ニ付テハ之カ完璧ヲ期スル必要アリ依テ國費ヲ以テ專任技術官ヲ設置シ指導監督ニ當ラシメ計畫施行上聊ノ齟齬モ來サシメサル様努メラレタシ

(本件ハ)經濟更生計畫樹立ノ豫定並指定町村ノ農村更生計畫工事ニ關シ之カ指導監督ノ爲專任技術員ヲ國費ヲ以テ設置セラレタシ「ト修正シテ採擇)

宮崎縣

速ニ農村計畫國庫補助ノ途ヲ開カレタシ

理由 町村ヲ單位トスル農用道路改良計畫ノ實施ハ産業、生活兩方面ニ至大ノ效果ヲ齎シ農村經濟更生上極メテ必要ナルヲ以テ速ニ農村計畫工事國庫補助ノ途ヲ開カレムコトヲ望ム  
(本件ハ採擇)

### 第十一 農業水利制度ニ關スル事項

青森縣

農業水利法ヲ速ニ制定セラレタキコト

理由 現時農業水利間並農業水利ト他水利間ノ紛爭激烈ヲ極メ之カ解決甚タ困難ナリコレ農業水利ノ統制ヲ圖リ農耕ノ安定ヲ得セシムル爲速ニ農業水利法制定ノ要アリト認ムルニ依ル  
(本件ハ採擇)

宮城縣

農業水利法ノ制定ヲ要望ス

理由 近時工業ノ發展ニ伴ヒ水利關係益複雑ヲ極メ水利紛爭激化シ耕地事業ノ發展ヲ阻害スルコト甚大ナルヲ以テ速ニ農業水利法ノ制定ヲ要望ス  
(本件ハ採擇)

福島縣

一、農業水利法ノ制定  
(本件ハ採擇)

地方提出協議事項及決議



二、水利行政機關ノ統一

(本件ハ採擇)

三、水利組合ノ監督ヲ農林關係ニ移管スルコト

(本件ハ採擇)

栃木縣

一、農業水利事業ノ爲必要ナル他人ノ土地ニ立入り特定ノ財産權ヲ使用スル簡易ナル法規ヲ制定スルコト

提案事項 農業水利改良事業ノ實地調査若ハ工事測量ノタメ起業者カ一時他人ノ土地ニ立入り又ハ特定ノ財産權ヲ使用スル簡易ナル法規ヲ制定相成度

理由 道路法ニハ道路工事ノ爲、河川法ニハ河川工事ノ爲、耕地整理法ニハ耕地整理ノ爲、公水面埋立法ニハ埋立工事ノ爲夫々事業準備トシテ土地ノ測量又ハ検査ノタメ他人ノ土地ニ立入り得ヘキ公法上ノ權利ヲ認ム然ルニ町村若ハ水害豫防組合、水利組合等カ事業主體トナリテ農業水利改良事業ノ調査ノ爲他人ノ土地ニ立入ルトキハ豫メ土地占有者ノ同意ヲ得サルヘカラス然ルニ土地占有者ニシテ種々ノ事由ニ依リ協議ニ應セス將來協議ニ應スル見込ナキ場合ハ結局土地收用法ノ發動ヲ待タサルヘカラス該法ニ據ルトキハ一般地元民ニ惡影響ヲ及ホシ事業遂行上支障ヲ感スルコト不尠故ニ適當ナル土地立入若ハ特定財産權ヲ迅速ニ使用スル等ノ簡易ナル法規ヲ制定セラレ度

(本件ハ採擇)

二、農業水利調停法ヲ制定スルコト

提案事項 農業水利交渉事件ニ際シテハ農業水利調停法ヲ制定相成度

理由 農業水利ノ問題ハ産業行政上最モ由々シキ社會問題ナリ然ルニ之ノ紛争事件ニ付テハ司法警察ハ治安警察上犯罪行爲ト看做シ警察行政ヲシテ取締ルカ如キハ誠ニ遺憾ナリ抑農業水利ノ紛争ハ農業労働者ノ生存權ノ要求ニ基ク不可避的ナル生活ノ鬭争ナレハ此ノ交渉解決ハ警察權ノ干與スヘキニ非スシテ水利方面ノ技術的手段ニ待ツモノナレハ特殊ナル技能ヲ有スル行政官應ノ技術官ヲシテ調停ノ任ニ當ラシムル農業水利調停法ノ制定ヲ求ム

(本件ハ採擇)

千葉縣

農業水利法ノ制定

理由 輓近水利紛擾續出セルニ鑑ミ同法ノ制定ヲ望ム

(本件ハ採擇)

神奈川縣

農業水利法ヲ速ニ制定セラレタキコト

(本件ハ採擇)

富山縣

一、農業水利法ヲ速ニ制定セラレ度

地方提出協議事項及決議



(本件ハ採擇)

二、農業水利法制定ノ前提トシテ中央ニ有力ナル調査委員會ヲ設置セラレ度

(本件ハ採擇)

静岡縣

農業水利法ヲ制定セラレタシ

理由 工業ノ發達ハ水力ノ使用、汚水ノ放流等農業用水ヲ脅威セシメ紛争ヲ惹起スルモノ多シト雖由來農業用水ハ概ネ單ナル慣行ニシテ常ニ企業者ニ壓迫セラレ甚タ遺憾ナリトス依テ速ニ農業水利法ヲ制定シ權利ノ確保、他企業トノ協調ニ關スル事項ヲ規定スルト共ニ農業水利事業ノ施行ハ河川法ノ羈絆ヲ脱シ眞ニ農業水利トシテ其ノ萬全ヲ期セムトスルニアリ

(本件ハ採擇)

愛知縣

農業水利ニ關スル規定ヲ制定セラレ度

理由 農業水利ニ關スル事項ハ農業經營ノ主幹ヲナスモノナルヲ以テ之レヲ放置スルコトナク適切ナル規定ヲ設ケ管理スルハ農業計畫ヲ樹立スル上ニ於テ必要ナレハナリ

(本件ハ採擇)

島根縣

一、農業水利法ヲ急速ニ制定シ農業水利ニ關スル事務ノ統一ヲ計ラレタキコト

理由 近時耕地ニ關スル農業水利改良事業ヲ施行スル水利組合又ハ灌溉組合續出スル方今本事業ニ關スル法案ノ制定ナキ爲取扱上極メテ不便甚クシク故ニ事業ノ進捗ヲ阻害シ延テハ事業者ノ蒙ル支障尠カラサルニ依リ之カ法案ヲ樹立セラレムコトヲ要望セムトスルニ因ル

(本件ハ採擇)

岡山縣

農業水利制度ニ關スル事項

速ニ農業水利ニ關スル法令ヲ制定セラレタキコト

(本件ハ採擇)

廣島縣

農林省ニ於テ利水政策ノ統制ヲ行フコトトシ尙多年懸案ノ農業水利法ヲ制定セラレムコトヲ望ム

(本件ハ採擇)

徳島縣

農業水利ヲ目的トスル水利組合ノ所管ヲ農林省ニ移管セラレタキコト

理由 現行水利組合法中水害豫防組合ハ治安ニ關スル場合多シト雖普通水利組合ハ全ク農業水利ニ關スル組合ニシテ一種ノ産業保護法ト見ルヘキモノナルヲ以テ前者ハ水害ニ限ラス他種災害ヲモ包含スル豫防組合ニ改メテ内務省所管トシ後者ハ農業上ノ水利改善ヲ目的トスル組合トシテ農林省所管トセハ統制上大ナル便益アルヘシ



香川縣

(本件ハ採擇)

イ、水利爭議調停官ヲ設置セラレタキコト

本縣ハ地勢ノ關係上降雨比較的少ナク平均年雨量千耗ヲ算スルニ停リ加フルニ天然水源タル河川ニハ常時中、下流ニ水流ヲ見ルモノナシサレハ灌溉用水ニ對スル關心強ク一滴ノ水モ疎ニスルコトナシ加フルニ永キ慣習ニ依リ之カ配水系統頗ル複雑、多岐ニ亘リ爲ニ本縣特有トモ稱シ得ル水ニ關スル紛争ハ全ク四季ヲ通シテ絶ユルコトナク之カ調停ニ當リテハ特ニ意ヲ用ヒ解決ニ努メ居ルモ縣ニ於ケル難澁ハ素ヨリ一度調停ヲ誤ラムカ其ノ結果ハ將來ニ恐ルヘキ禍根ヲ殘スノミナラス延テハ耕地ノ擴張、改良事業ノ進展ヲモ阻害スルノ虞アルナリサレハ之カ調停ノ任ニ當ルヘキ適任者トシテ特ニ國費支辨ニ係ル農業水利爭議調停官並之カ補助官ノ設置ヲナシ速ニ紛争ヲ處理解決スル様セラレタシ

(本件ハ採擇)

ロ、水利法ヲ速ニ制定セラレタキコト

本縣ニ於テハ水利紛争續出ニ鑑ミ夙ニ大正四年縣令第三十七號農業水利工事取締規則ヲ制定シ之カ取締ニ當リ居ルモ同規則ハ其ノ運用ニ當リ往々不便ヲ感スル點モアリ加フルニ地方費節約ノ折柄專任調停ノ任ニ當ル者ナキトニヨリ之カ解決ニ當リ常ニ苦心ヲ極ムルノ實狀ナレハ速ニ政府ニ於テ農業水利法ヲ制定セラレ一般的取締ヲ嚴ニシ農業水利並耕地事業ノ進展上遺憾ナキヲ期セラ

高知縣

(本件ハ採擇)

一、農業水利法ヲ速ニ制定セラレタキコト

レタシ尙同水利法ノ制定速ニ運ハサル場合ハ之カ前提トシテノ意味ニ於テ溜池管理規定ノ制定並之カ監督官ノ設置ヲセラレタシ

福岡縣

(本件ハ採擇)

一、農業水利法ヲ制定セラレタシ

(本件ハ採擇)

第十二 其ノ他ノ事項

青森縣

一、普通水利組合ノ指導監督權ヲ農林省ニ移管スル様内務省ト交渉セラレタキコト

理由 近時水利組合ニシテ其ノ區域ニ耕地整理組合ヲ設立シ耕地擴張改良事業ヲ施行スルモノ頗ル多シ就中時局匡救耕地關係農業土木事業實施セラレテヨリ本事業ヲ施行スルモノ益多キヲ見ル因テ水利組合ニ對スル指導監督權ヲ統一シ其ノ目的タル事業ヲ恒久的ニ効果アラシムル爲必  
要ト認ムルニ依ル

地方提出協議事項及決議



岩手縣

(本件ハ採擇)

耕地ノ災害復舊ニ對シ助成ノ途ヲ講セラレ度キコト

説明 河川ノ氾濫、震嘯、山崩、崩雪等ニ依リ年々耕地ノ流失缺潰スルモノ少カラス耕地擴張及改良事業ニ縣ヲ擧ケテ努力スル我岩手縣ハ假令一町歩ノ耕地ノ損失ト雖之ヲ閑却スルトキハ直ニ地方民ノ生活ニ大影響ヲ及ホスモノト謂フヲ得可シ一方交通關係ノ施設ニ依リ減少スル耕地ノ補充ハ開墾助成及時局匡救耕地事業ノ助成ニ依リ其ノ目的ヲ達スルコトヲ得ルモ災害耕地ノ復舊ハ荒地免租年期地ノ他ハ恒久施設トシテ之ヲ助成セラルルモノナキヲ以テ直ニ災害復舊豫算ヲ計上シ事業ノ性質ニ鑑ミ事業費ニ對シ三分ノ二以上ノ助成金交付ノ途ヲ開カレムコトヲ要望スル所以ナリ

(本件ハ採擇)

宮城縣

一、大規模開墾、用排水主要工事ニシテ既ニ調査計畫ヲ了セラレタルモノニ付テハ速ニ之ヲ實施セラレタキコト

(本件ハ採擇)

二、農業土木試驗所ヲ設置セラレタキコト

(本件ハ採擇)

三、耕地災害防除並復舊ニ對スル特別ノ助成規程ヲ制定セラレタキコト

理由 天災又ハ不可抗力ニ依リ旱魃、水害、海嘯、震災、降雪等耕地ノ災害ヲ被リ農業經營ノ根本ヲ破壞サレ窮狀ニ陥ルモノ少シトセス依テ政府ハ之カ防備復舊ニ對スル高率ノ國庫補助交付ニ關スル助成規程ノ制定ヲ要望ス

(本件ハ採擇)

山形縣

雪害復舊工事費ニ對スル國庫補助ノ件

理由 積雪地方ニ於ケル雪害對策ハ近時各方面ニ於テ論議セラレツツアリ耕地關係ニ於テモ其ノ被害不尠殊ニ山間地方ニ於ケル崩雪ニ依ル水路及耕作道ノ缺壞最モ大ナルモノアリ農村經濟不況ノ折柄之カ復舊容易ナラサルモノアリ故ニ其ノ復舊工事費ニ對シ相當國庫補助ノ途ヲ講セラレ度

(本件ハ採擇)

福島縣

一、國營開墾ノ實施ヲ計ラレタキコト

(本件ハ採擇)

二、模範農村新設ノ國營ヲ圖ラレタキコト

(本件ハ採擇)

三、農林土木研究所ノ設立ヲナスコト

地方提出協議事項及決議



(本件ハ採擇)

四、農林省農業土木出張所ヲ設置スルコト

(本件ハ採擇)

五、農林省内ニ土地利用事業部ヲ設クルコト

(本件ハ採擇)

六、耕地災害復舊工事ニ對シ即時補助スル途ヲ開クコト

(本件ハ採擇)

茨城縣

一、各種國庫補助通牒等ノ法令化ニ關スル件

用排水幹線改良事業、開墾地移住家屋建築獎勵並暗渠排水事業等ニ關スル國庫補助ハ單ニ通牒ニ基クモノニシテ之ヲ法令化スルニ於テハ事業ノ基礎ヲ鞏固ニシ取扱上ノ利便ヲ増大シ且他法令トノ對抗上便宜トスル所多シ一面府縣豫算編成上ニモ一段ノ確實性ヲ與フルコトトナルヘシ用排水幹線改良事業ノ如キハ之ヲ實行ニ移ス迄ニハ相當長年月ヲ要シ府縣ニ於テ直接關係ヲ有スルヲ以テ一層國庫補助交付ノ基礎ヲ確實ニスルハ最モ望マシキ所ナリ尙用排水幹線改良事業ハ之カ實施ニ當リ他法令ニ依リ種々繁雜ナル手續ヲ要スルヲ以テ之ヲ簡單ニシ或ハ河川法ノ如ク地元關係者ノ費用分擔ヲ強制シ得ル様法令中規定セラルルニ於テハ事業執行上利便頗ル多カルヘシ故ニ是等法令制定ニ關シ御配慮ヲ乞フ

(本件ハ採擇)

二、旱魃對策ニ關スル件

本縣ハ地勢一般ニ平坦ニシテ水源ニ恵マレス天水ニヨル耕地相當多ク昨年ノ旱害地積ハ實ニ一萬八千五百七十町步ニ達セリ爲ニ關東一府六縣旱害救農耕地事業助成ニ依リ其ノ約二割(三千八百十七町步、百七十九件)ハ恩典ニ浴シ將來旱害ニ對スル杞憂ナキヲ得タレトモ殘約八割(一萬四千七百五十三町步)ハ依然トシテ旱害ノ災禍ヲ免カルル能ハス爲ニ農村ハ益疲弊窮乏ニ陥ルノ状態ニアルヲ以テ此ノ恩典ニ浴セサル旱害地ニ用排水計畫ノ確立ヲ期シ災禍ヲ根絶セムトスル施設ニ對シ特ニ力ヲ致サレ農村救濟ノ完璧ヲ期セララル様御考慮相煩シタシ

(本件ハ採擇)

栃木縣

一、土地收用法ノ一部改正ニ關スル件

理由 土地收用法第十二條ニ依レハ土地ノ收用若ハ使用ニ關スル事業認定ノ權限ヲ內務大臣ニ屬スルモノト規定ス然ルニ該規定ヲ森林法第四十條並鑛業法第六十條ノ地方長官若ハ鑛山監督局長ノ事業認定ノ權限ニ比較スルトキハ取扱上不便不尠土地收用法第二條列記ノ事業ハ特ニ急施ヲ要スルモノ多キニ拘ラスカカル規定ノ關係上起業者ハ常ニ繁雜ナル手續及長期日ヲ費シ事業遂行上重大ナル支障ヲ生ス故ニ事業認定ノ權限ヲ地方長官ニ委任シ地方分權ノ實ヲ擧ケラレ度シ

(本件ハ採擇)



東京府

從來耕地主任官會議ニ於テ決議セラレタル事項ノ實行ニ關スル件

理由 耕地主任官會議ニ於テ既ニ決議セラレタルモノハ孰レモ地方ノ要望ニシテ之カ實現ニ向テ考究ノ要アリ殊ニ豫算等ノ關係ナク處理シ易シト認メラルルモノニ對シテハ決議ヲ尊重シテ速ニ實行ニ移サルル様當局ノ御考慮ヲ煩ハサムトス  
(本件ハ採擇)

新潟縣

縣下本年ノ降雪ハ未曾有ニシテ記録一丈七尺、積雪通算七丈餘ヲ算シ曩ニ報告ノ通り耕地ノ缺壞又ハ崩壞シタルモノ二千三百餘町歩、溜池、水路、農道、井堰、橋梁等ノ被害亦極メテ甚大ニシテ復舊事業費見込額百三十四萬餘圓ニ達シ極度ニ疲弊困憊セル農家ノ自力ノミニテハ復舊容易ナラサルヲ以テ相當國庫補助金ヲ交付セラレタキコト

(本件ハ採擇)

富山縣

耕地災害土木費國庫補助規程ヲ制定シ旱魃、水害、雪害其ノ他不慮ノ災害ヲ蒙リタル場合ハ時期ヲ失セス速ニ復舊セシムル様經常的ニ豫算ヲ計上シ五割以上ノ國庫補助金ヲ交付スル途ヲ啓カレ度シ  
(本件ハ採擇)

石川縣

雪害ニ依ル耕地復舊事業補助ニ關スル件

理由 雪害激甚ナル地方ニ於ケル之カ復舊事業ニ關シテハ時局匡救農業土木事業ト同様國庫ヨリ五割以上ノ補助金ヲ交付セラレムコトヲ要望ス  
(本件ハ採擇)

長野縣

國營開墾ニ要スル豫算ヲ増額シ計畫完成セル事業ヲ實施セラレタキコト

(本件ハ採擇)

愛知縣

イ、災害復舊ニ關スル補助規則ヲ制定スルコト

理由 耕地事業ノ獎勵ニ關シテハ種々ノ恩典アルヘシト雖災害ノ場合之レカ復舊ニ關シ補助ナキハ事業者ノ苦痛トスル所ナルヲ以テ如斯場合ニ於ケル補助ノ途ヲ開カレタシ  
(本件ハ採擇)

ロ、耕地保護ニ關スル法規ノ制定

理由 耕地事業ノ獎勵ニ付テハ種々ノ制定アリト雖耕地保護ニ關スル規定ナシ依テ之ニ關スル法規ヲ制定シ以テ耕地ノ潰滅、灌漑不良ニ依ル不良地改善其ノ他一般的耕地被害豫防ニ關スル適當ナル手段ヲ講スル要アリ  
(本件ハ採擇)



大阪府

既往ノ主任官會議ニ於テ採擇又ハ可ト認メラレタル事項ニ付テハ速ニ實現方取計ラレ度シ  
(本件ハ採擇)

徳島縣

現下農村ノ實情ニ鑑ミ政府ニ於カレテハ昭和十年度ノ耕地事業ニ關スル豫算ヲ相當多額ニ計上セラレ用排水幹線改良事業、開墾助成事業、小用排水、小設備及小開墾事業等ニ付少クモ左記事業ノ遂行ヲ期セシメラレタシ  
イ、現在マテニ施行セル事業ニシテ今後尙繼續施行スルニアラサレハ眞ノ完全ナル目的ヲ達シ得スト認メラルル場合其ノ繼續事業  
ロ、災害復舊又ハ耕地状態ノ不良ニ起因シテ旱害、水害等ヲ頻繁ニ被リ之カ農村疲弊ノ主因ヲナスニ至レル場合其ノ改良事業  
ハ、農家ノ耕作面積著シク過少ニシテ之レカ農業經營ヲ困難ナラシムル主因トナル地方ノ耕地擴張事業  
ニ、道路、河川、宅地、工場、敷地、其ノ他特種ノ事情ニ依リ相當集團セル耕地ヲ潰廢ニ歸セシメタル爲耕作地ヲ失ヒ失業者ヲ出スニ至レル場合ノ耕地擴張事業  
ホ、農村經濟更生計畫ヲ樹立シ一定年限内ニ更生ノ目的ヲ達セムトスル場合其ノ計畫中ノ耕地擴張改良豫定事業

一、養蠶地方ニ於テ養蠶業者救済ノ趣旨ヲ以テスル桑園ノ開田事業  
ト、農村ノ經濟状態著シク不良ニシテ失業者多數ニ及ヒ特ニ就勞ニ依リ救済ヲ要スト認ムル町村ニ於ケル相當有益ナル事業  
(本件ハ採擇)

高知縣

災害耕地復舊事業ニ對スル國庫補助豫算ヲ内務省所管災害豫算ノ如ク年々豫メ計上シ災害ヲ蒙リタル都度速ニ國庫補助金ノ交付相成様取計ハレタシ  
(本件ハ採擇)

長崎縣

前年度決議事項ノ實行ヲ期セラレ度事  
(本件ハ採擇)

熊本縣

主務省ニ於テ各府縣ノ不良地區ニ關シ原因、之カ救済策ヲ調査シ印刷物トシテ配付セラレタシ  
(本件ハ採擇)



昭和九年九月八日印刷  
昭和九年九月十二日發行

# 農林省農務局

印刷者 小松善作  
東京市京橋區橫町二丁目七番地ノ六

印刷所 小松印刷所  
東京市京橋區橫町二丁目七番地ノ六

電話 京橋(56)二六六六番  
一六五〇六番



寄贈

1278



614



終